

令和 8 年度水戸市障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 方針の目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第 9 条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品および役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するために策定する。

2 方針の対象範囲

この方針の対象範囲は、本市の市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、消防局、上下水道局、教育委員会とする。

3 対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げるもののうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に基づく事業所・施設等

ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）

イ 生活介護事業所

ウ 就労移行支援事業所

エ 就労継続支援事業所（A 型及び B 型）

(2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 法第 2 条第 2 項第 3 号の政令で定める事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所

重度障害者多数雇用事業所とは次の全てを満たすものをいう。

① 障害者の雇用者数が 5 人以上

② 障害者の割合が従業員の 20% 以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達する物品等及び目標額

調達する物品等は、障害者就労施設等が供給することが可能な物品等とし、令和 8 年度の調達目標額は、16,512 千円以上とする。

5 障害者就労施設等に対する情報提供

調達する物品等及び目標額、その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資する情報については、市のホームページに掲出するなどの方法により、障害者支援施設等に情報提供を行うものとする。

6 調達実績の公表

この方針に基づき本年度に調達する物品等の実績の概要は、令和9年5月末までに取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

7 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉部障害福祉課とする。

令和 8 年度 障害者支援施設等からの物品等調達目標

○物品の調達

件名	数量・概要等
障害支援区分認定審査会関係	180 セット(パン・コーヒー)
パラスポーツレクリエーション大会関係	15 個(弁当) 100 個(パン)
森林公園イベント関係	100 袋(恐竜クッキー5枚入)
出初式関係	250 枚(みとちゃんクッキー)

○役務の提供

件名	数量・概要等
印刷浄書及び製本業務委託(総務・水道関係)	各一式
笑って学ぶ SDGs親子講座チラシ印刷	9,900 枚
ヘルプカード印刷	3,000 枚
排水設備(新設・増設・改築)計画(変更)確認申請書印刷	2,500 枚
水戸市公営住宅長寿命化計画印刷製本	100 部(本編) 50 部(概要版)
消防年報印刷製本	90 部
千羽鶴糸通し作業業務委託	五束
し尿収集確認伝票封筒詰め業務委託	2,100 通
市有地(大足町外)除草業務委託	各一式
市有地(全隈町外)除草業務委託(1期・2期)	各一式
学校給食共同調理場除草業務委託	一式
水道施設環境整備(除草)業務委託(3地区)	各一式
上中妻市民センター外9施設清掃業務委託	各一式
石川市民センター清掃業務委託	一式
酒門市民センター清掃業務委託	一式
水戸市こども発達支援センター外3施設清掃業務委託	各一式
三の丸市民センター外12施設カーペット清掃業務委託	各一式
くれふしの里古墳公園はに丸タワー周辺設備及びトイレ清掃業務委託	一式
かたくりの里公園トイレ清掃及び除草等管理業務委託	一式